



金 沢 市 公 報

号外第4号の5

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	1
○金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")	2
○金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	3
○金沢市土地区画整理法施行細則の一部を改正する規則 (市街地再生課)	3
○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	4
○金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (")	4

○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (道路建設課)	4
●訓令甲	
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人 事 課)	4
○金沢市職員人事評価実施規程の一部改正について (")	5
○職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (")	5
○金沢市職員証規程の一部改正について (")	5
○金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部改正について (会 計 課)	6

規 則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第28号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則(平成9年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

10 他課及び他係に属しない事項	を
10 養育医療に関する事項 11 育成医療に関する事項 12 小児慢性特定疾病医療支援に関する事項 13 他課及び他係に属しない事項	に、
2 養育医療に関する事項 3 育成医療に関する事項 4 小児慢性特定疾病医療支援に関する事項 5 感染症診査協議会に関する事項	を
2 感染症診査協議会に関する事項 3 健康危機管理に関する事項	に、

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第29号

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び第37条の2第1項」を「、第37条の2第1項、第44条の3の2第1項及び第50条の3第1項」に改め、同条第2項中「第20条第2項第2号」を「第20条第2項第3号及び第23条の9第2項第2号（省令第23条の18において準用する場合を含む。）」に改める。

第8条第1項及び第2項中「第42条第1項」の次に「、第44条の3の3第1項及び第50条の4第1項」を加える。
様式第7号中

「 医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第37条第1項 の規定により申請します。 を
第37条の2第1項 」

「 医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第37条第1項
第37条の2第1項 に、
第44条の3の2第1項 の規定により申請します。
第50条の3第1項 」

「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の書類 を
」

「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の通知の写し に、
ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第3号の書類 」

「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエック
ス線直接撮影写真 を
」

「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエック
ス線直接撮影写真 」

(3) 法第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項に規定する申請の場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の9第2項第1号（同令第23条の18において準用する場合を含む。）の通知の写し に

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の9第2項第2号（同令第23条の18において準用する場合を含む。）の書類
」

改める。

様式第8号中

「 医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1
項の規定により申請します。 を
」

- 「 医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第42条第1項 に、
第44条の3の3第1項 の規定により申請します。
第50条の4第1項 」
- 「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の書類 を 」
- 「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の通知の写し に、
ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第3号の書類 」
- 「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエックス線直接撮影写真 を 」
- 「 イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエックス線直接撮影写真 」
- (3) 法第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合の申請のとき。 に
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の9第2項第1号（同令第23条の18において準用する場合を含む。）の通知の写し
イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の9第2項第2号（同令第23条の18において準用する場合を含む。）の書類 」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第30号

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自然環境保全条例施行規則（平成5年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ソ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同項第7号ア中「第22条の11第1項第1号」を「第63条第1項第1号」に改め、同号イ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第1号ソ並びに同項第7号ア及びイの改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市土地区画整理法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第31号

金沢市土地区画整理法施行細則の一部を改正する規則

金沢市土地区画整理法施行細則（昭和57年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「第77条第7項」を「第77条第8項」に改める。

様式第15号中「第77条第7項前段」を「第77条第8項前段」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第32号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「図書等」を「図書」に改め、同条第1項中「又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

別表中「西日本旅客鉄道北陸本線」を「IRいしかわ鉄道線」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第33号

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（昭和45年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第34号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則（平成14年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日」を「及び土曜日」に改め、同条第2号中「の日」の次に「(前号に掲げる日を除く。)」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 山田副市長が担任する事務

- ア 総務局に関する事務
 - イ 福祉健康局に関する事務
 - ウ こども未来局に関する事務
 - エ 都市整備局に関する事務
 - オ 土木局に関する事務
 - カ 危機管理監に関する事務
 - キ 会計課に関する事務
 - ク 議会事務局に関する事務
 - ケ 企業局に関する事務
 - コ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により他の執行機関（農業委員会を除く。）の職員に補助執行させている事務
- (3) 新保副市長が担任する事務
- ア 都市政策局に関する事務
 - イ 文化スポーツ局に関する事務
 - ウ 経済局に関する事務
 - エ 農林水産局に関する事務
 - オ 市民局に関する事務
 - カ 環境局に関する事務
 - キ 消防局に関する事務
 - ク 市立病院に関する事務
 - ケ 地方自治法第180条の2の規定により農業委員会の職員に補助執行させている事務

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市職員人事評価実施規程（平成28年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第4条第1号中「以下「会計年度任用職員」というを「市長が別に定めるものを除く」に改め、「4月1日から」の次に「9月30日まで及び10月1日から」を加え、同条第2号中「(会計年度任用職員にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日まで)」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第1項中「、金沢美術工芸大学建設事務所」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市職員証規程（平成13年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(職員基本情報カード等の返還)」に改め、同条中「職員証」を「職員基本情報カード及びカードケース」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(職員基本情報カード等の再交付)」に改め、同条中「職員証を」を「職員基本情報カード若しくはカードケースを」に、「職員証の」を「職員基本情報カードの」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(職員基本情報カード等の譲渡等の禁止)」に改め、同条中「職員証」を「職員基本情報カード又はカードケース」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「(職員証の様式)」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(職員証の形式)

第2条 職員証は、職員名義の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を職員の氏名、生年月日及び職員番号を記載したカード(以下「職員基本情報カード」という。)とともにカードケースに格納したものをを用いる。ただし、個人番号カードを保有していない職員その他市長の認める職員については、別に定める形式を用いることができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

金 沢 市 職 員 証		(この欄には、本市を るこの 表示す と。)
職員番号	氏 名	
写 真	生年月日	年 月 日
発行年月日	金 沢 市 長	
年 月 日	印	

備考 写真は、職員の個人番号カードの写真を用いる。ただし、個人番号カードを保有していない職員その他市長の認める職員については、別に定める写真を用いることができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程(昭和39年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第2条第2項中「歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)(公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。第10条において同じ。)」に、「以下」を「以下これらを」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「公金受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 金沢市財務規則の一部を改正する規則（令和6年規則第18号）附則第2項の規定によりなお従前の例により同項に規定する従前の公金事務を行わせている者に係る改正後の金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程（以下「新規規程」という。）の規定の適用については、新規規程第2条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）（公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。第10条において同じ。）」とあるのは「金沢市財務規則の一部を改正する規則（令和6年規則第18号。以下「改正規則」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例により同項に規定する従前の公金事務を行わせている者（以下「旧公金受託者」という。）」と、新規規程第10条中「金沢市財務規則第55条の規定により指定公金事務取扱者」とあるのは「改正規則附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正規則による改正前の金沢市財務規則第55条の規定により旧公金受託者」とする。

令和6年(2024年)3月29日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄